

千葉市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年7月13日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 千葉市監査委員 | 清 | 水 | 謙 | 司 |
| 同 | 宮 | 原 | 清 | 貴 |
| 同 | 酒 | 井 | 伸 | 二 |
| 同 | 石 | 井 | 茂 | 隆 |

28千総業第104号
平成28年7月12日

千葉市監査委員 清水謙司様
同 宮原清貴様
同 酒井伸二様
同 石井茂隆様

千葉市長 熊谷俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度及び平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成 21 年度包括外部監査

監査のテーマ：滞納債権に関する財務事務の執行について

第 6 下水道使用料

| 監査の結果（指摘事項） | 講じた措置 |
|--|--|
| <p>(3) 滞納処分の強化について</p> <p>イ 差押えの強化</p> <p>(イ) 高額滞納者に対する滞納処分の強化（報告書 P157）</p> <p>平成 20 年度については、差押え対象者は 20 万円以上 50 万円未満の滞納者からのみ選定されている。50 万円以上の滞納者については、基本的に下水道局職員と受託業者の社員が定期的に訪問催告を行っており、大半は集金、分納、自主納付により徴収が行われていること、あるいは納付交渉を継続中であるため差押えに至っていないものである。</p> <p>しかし、完納が見込まれない場合や悪質者と判断される場合であれば、集金、分納、自主納付中である場合や、納付交渉を継続中である場合についても、当然のことながら滞納処分の対象にすべきである。</p> <p>また、一部の高額滞納者については、以下のような理由により使用者を確定できない結果、差押え対象者を特定できないケースがあるとのことである。</p> <p>① 法人の場合に、滞納時の責任者が転任し、現在の責任者が対応しないケース</p> <p>② 法人でない場合に、営業主体が変わり、滞納者との接触が極めて困難であるケース</p> <p>しかし、①の場合は、使用者及び納付義務者は法人自体であるため、責任者の転任等は何ら関係のあることではなく、法人の財産を対象に滞納処分をすることができる。また、②の場合は、商法第 17 条第 1 項の規定により、滞納者と同じ商号を用いて現在営業している者は納付義務を負うことになるため、この者に対して滞納処分を行うことができるはずである。</p> <p>このように、法的には現状で滞納処分が可能であり、上記のケースについても滞納処分の対象とすべきである。</p> | <p>高額滞納者に対する滞納処分の強化については、滞納額が 50 万円以上の滞納者で、分納誓約をしたにもかかわらず完納が見込まれない場合等は、滞納処分の対象とすることとした。</p> <p>その結果、平成 21 年度から平成 27 年度までに 21 件 9,200,595 円の差押えを実施した。</p> <p>なお、滞納者が法人格のない商号の場合は、納付義務者を特定するための調査を行い判明したときは、賦課台帳を訂正するとともに財産調査を行い、滞納処分を実施することとした。</p> |

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 1. 公益財団法人千葉市国際交流協会及び国際交流課に係る外部監査の結果

3. 補助金または業務委託について

(3) 結論

| 監査の結果（指摘事項の概要） | 講じた措置 |
|--|--|
| <p>② 委託業務と補助事業の区分について【国際交流課】（報告書 P52）</p> <p>「千葉市国際交流プラザ業務委託契約」では、千葉市国際交流プラザの管理運営及び窓口業務を千葉市から国際交流協会に業務委託をしているものである。その仕様書上の業務時間は、平日 9:00-20:00、土曜日 9:00-17:00 となっているが、国際交流協会が作成した委託料見積額の基礎となる業務時間は、平日 15:00 または 16:00-20:00 となっており、後者の委託料見積額の算定基礎にある業務時間のほうが短い勤務時間となっている。したがって、仕様書で求められている業務時間の一部しか委託料を受領していないことになっている。</p> <p>国際交流協会の事務所は千葉市国際交流プラザ内にあるため、見積書上の時間帯以外は国際交流協会の職員が同業務を実施している。つまり、委託料を受領していない時間帯は補助事業として実施し、委託料を受領している見積書の時間帯は委託業務として実施している。</p> <p>千葉市国際交流プラザの管理運営及び窓口業務は、国際交流協会の相談事業やその他の事業と一体的に実施されていることから、時間帯によって区別する合理的な理由はないものと考えられる。</p> <p>「千葉市国際交流プラザ業務委託契約」については、業務の実施主体を確定し、国際交流協会の業務として位置付ける場合は事業補助の対象とするか、または、市国際交流課の事業とする場合は、対応する時間帯すべての人件費を業務委託として積算するか、いずれかの判断をするよう要望する。なお、国際交流課では後者の業務委託として積算する方向で既に対応している。</p> | <p>千葉市国際交流プラザの管理運営及び窓口業務の実施主体を本市とし、平成 27 年度から、委託料見積額の算定基礎となる業務時間を仕様書上の業務時間に一致させ、対応する時間帯全ての人件費を業務委託として積算した。</p> |

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

(3) 結果

| 監査の結果（指摘事項の概要） | 講じた措置 |
|--|---|
| <p>③ 利用料金制度の検討等について</p> <p>ア. 診療に伴う患者一部負担の診療費の徴収及び未収金管理について</p> <p>(イ) 未収金額の把握について【保健医療事業団】 (報告書 P138)</p> <p>保健医療事業団は、診療日ごとにシステム上の診療費請求金額日報を打ち出すとともに、診療未収金状況を紙台帳に記載し、未収金を管理している。</p> <p>平成 25 年度の診療費につき、金額の合計が一致しない日が 3 日あった。</p> <p>請求金額日報と診療未収金状況の未収金欄合計が一致するような診療未収金状況の台帳管理を行うことを徹底されたい。</p> | <p>未収金額の把握については、平成 27 年度から、担当者及び係長は診療日の翌日に、管理職は週ごとに、確認を行い、請求金額日報と診療未収金状況の未収金合計が一致するよう台帳管理を徹底している。</p> |